

電子契約の導入並びに契約の保証及び前払保証の電子化に伴う入札・契約手続きにおける変更点

契約課発注の建設工事及び建設関連コンサルタント業務案件に関して、電子契約の試行導入、契約の保証及び前払保証の電子化（電子保証）に伴う入札・契約手続きの変更点は以下の通りとなります。入札時、契約手続き時にはご注意ください。

1. 電子契約関係 (1) 入札手続き

項目	従来の手続き	変更後の手続き
電子契約の利用申出 (<u>建設工事</u>)	—	電子契約を希望される方は、電子入札システムにおいて入札する際に、積算内訳書と併せて「電子契約利用申請書」を提出してください。 提出の際は、積算内訳書と併せて1つのフォルダに保存し、ZIPファイル化して提出してください。
電子契約の利用申出 (<u>建設関連コンサルタント業務</u>)	—	電子入札システムにおいて入札する際に、「電子契約利用申請書」又は「従来型契約（紙）希望申出書」を提出してください。 <u>電子入札システムで積算内訳書の提出を求められますが、積算内訳書は不要です（積算内訳書を「電子契約利用申請書又は従来型契約（紙）希望申出書」と読み替えてください。）。</u>

項目	従来の手続き	変更後の手続き
「(別紙) 建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の提出 (<u>建築コンサルタント業務のみ</u>)	契約書受け渡し時に持参	電子入札システムにおいて入札する際に、「(別紙) 建築士法第22条の3の3に定める記載事項」及び確認資料(PDF形式)を電子添付して提出してください。提出の際は、電子契約利用申請書又は従来型契約(紙)希望申出書と併せて1つのフォルダに保存し、ZIPファイル化して提出してください。電子添付できない場合は契約課に連絡してください。

(2) 契約手続き (電子契約をされる方)

項目	従来の手続き	変更後の手続き
契約書の受け渡し	指定する日時に契約課窓口にて受け渡し	電子契約システムから電子契約利用申請書に記載されたメールアドレス宛に署名依頼を通知します。
契約関係書類の提出 (建設業退職金共済証紙購入確認書、暴力団排除に関する誓約書等)	契約書提出時に紙で提出	メールでの提出が可能です。 提出先や提出方法等については電子契約システムの署名依頼に併せてお知らせします。 メールで提出した場合、建退共の証紙確認書原本は契約締結後に工事担当課に提出してください。
契約書の締結 (押印)	双方の押印が必要なため来庁が必要	電子契約システムから送付される署名依頼のメールに記載されたURLから電子契約システムに接続し、電子署名を行うことで契約締結できます。

(3) 変更契約（当初契約が電子契約の方）

項目	従来の事務	導入後
変更契約書の受け渡し	指定する日時以降に契約課窓口で受け渡し	入札時に提出された電子契約利用申請書に記載されたメールアドレス宛に電子契約システムから署名依頼を通知します。
変更契約書の締結（押印）	双方の押印が必要なため来庁が必要	電子契約システムから送付される署名依頼のメールに記載されたURLから電子契約システムに接続し、電子署名を行うことで契約締結できます。

2. 契約の保証及び前払保証の電子化関係

(1) 契約（変更契約を含む。）締結時の提出方法（電子保証をされる方）

項目	従来の事務	導入後
履行保証保険などの契約保証関係書類の提出	契約書提出時に紙で提出	（履行保証保険、履行ボンド） 保険会社が発行したPDFデータ（電子証券に限る。）の保険証券をメールで提出してください（CCに保険会社指定のメールアドレスを入れてください）。 ※保険会社のメールアドレスは各保険会社に確認してください。 ※紙証券をスキャンしたデータは不可とします。 （保証事業会社の保証） 保証事業会社から交付される「保証契約番号及び認証キー」が記載されたPDFデータをメールで提出して下さい。 ※ 入札時に提出する電子契約利用申請書において、契約保証金の納付方法を選択されていても、案件により契約保証金が免除となる場合があります。

(2) 前払金（中間前払金を含む。）申請事務（電子保証をされる方）

項目	従来の事務	導入後
前払金申請書の提出	前払金保証証書と併せて担当課に紙で提出	前払金保証を電子化する場合については申請書類一式の電子データをメールで担当課に提出することも可能となります。 この場合、保証事業会社から交付される「保証契約番号及び認証キー」が記載されたPDFデータを前払金申請書と併せてメールで提出して下さい。 提出する際は担当課に提出先メールアドレスを確認してください。